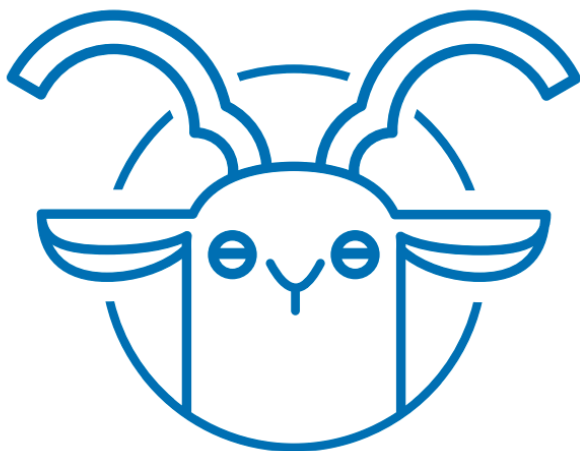


「電子契約」に関する ご利用説明会



弁護士ドットコム株式会社
クラウドサイン事業本部
カスタマーサクセス部



大金 史歩

- **電子契約・クラウドサインの概要説明 (10分)**
- **手続きの流れについて (10分)**
- **操作デモンストレーション (15分)**
- **クラウドサインフリープランの案内 (3分)**
- **質疑応答**

電子契約・クラウドサインの概要説明

弁護士ドットコム



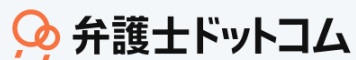
元榮 太一郎
創業者
代表取締役社長
弁護士

会社名	弁護士ドットコム株式会社（英文表記：bengo4.com,Inc.）
所在地	〒106-0032 東京都港区六本木四丁目1番4号 黒崎ビル
設立	2005年7月4日
上場市場	東京証券取引所プライム市場 [証券コード：6027] 2014年12月11日上場

運営サービス



日本の法律に特化した弁護士監修の
契約マネジメントプラットフォーム



日本最大級の法律相談ポータルサイト
法律トラブルの解決をサポートします



企業法務に関わる方のための、
実務に役立つ企業法務ポータルサイト



無料税務相談や税理士・会計事務所の
検索ができる税務相談ポータルサイト

紙の業務が引き起こす課題



業務スピードの低下

郵送にかかる時間は数時間～数日
相手が出張の場合は未確認状態が続きます。
捺印依頼のため本社への郵送や
法務部での契約書スキャンの手間も



取引先満足度の低下

「今すぐに契約したいが始められない」
「貴社からの書類が大量で業務を圧迫」
知らないうちに取引先から
こう思われています



膨れる間接コスト

郵送したり、倉庫に保管したり
文書管理システムを導入するなど
間接コストが膨らんでいきます
(電子契約は印紙税も不要)

① 業務効率化

電子上で処理を行うことにより、契約にかかる**業務工数が削減**できます。捺印や郵送の手間も無くなり、スピーディーな契約締結が可能となります。

従来の紙と印鑑での契約締結



クラウドサインでの契約締結



作業時間を大幅削減

事例

契約締結が1週間から1日に。クラウドサインで時間も手間もコストも削減に成功
株式会社東急ハンズ様

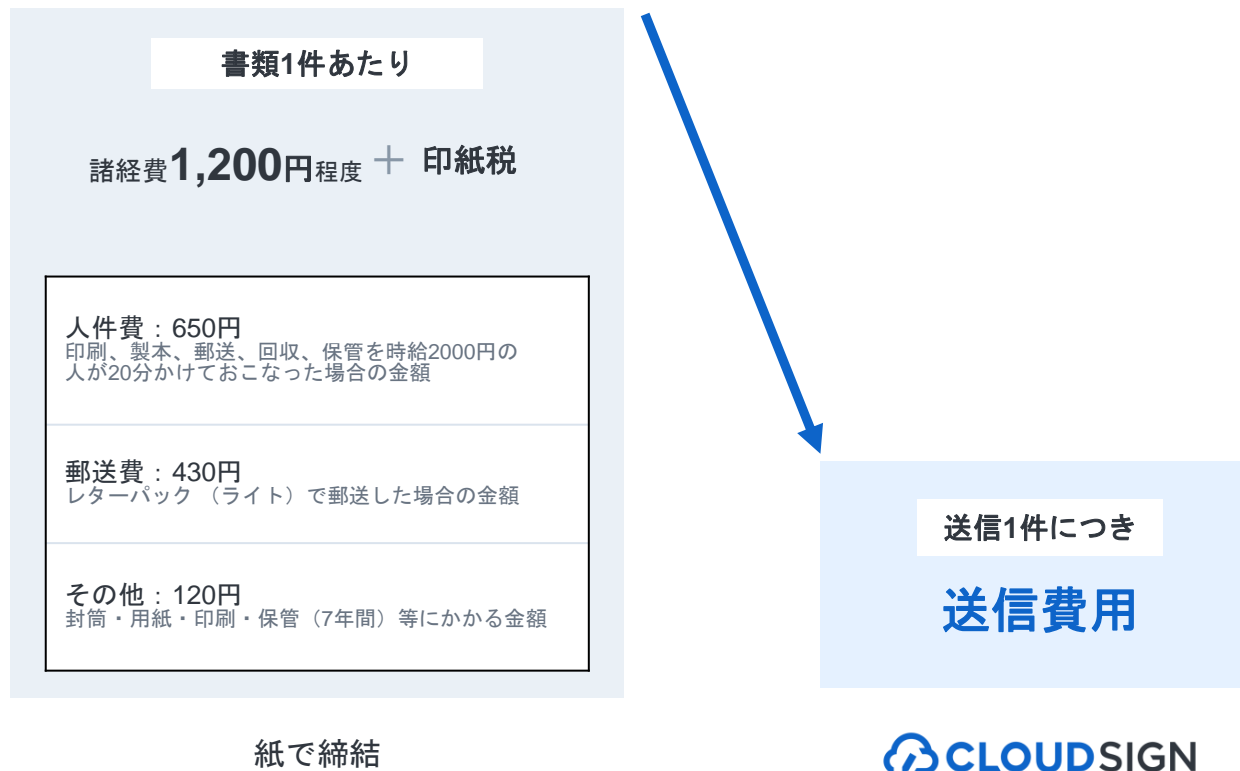
<https://www.cloudsign.jp/case/2021/10/12/tokyu-hands/>



② 契約印紙コストの削減

電子契約を行うことで、紙契約書に必要な「印紙」が不要になります。

※電子契約は、発信する側のみ送信費用が発生します。
取引業者様のように受ける側にはコストは発生しません。



③ 情報のデジタル化によるガバナンス強化

「電子署名（誰が）」と「認定タイムスタンプ（いつ）」の技術により、契約締結後の改ざんがされていないことを技術的に証明します。



メール・ドメイン連動認証



電子署名＋認定タイムスタンプ
で契約時点の完全性を担保

電子契約とは、暗号技術を応用した「電子署名」と「タイムスタンプ」を電子ファイルに施すことで安全に当事者の合意の証を残し、締結する契約を指します。



電子署名を施した電子ファイルをインターネット上で交換して、企業が保有するサーバーやクラウド上に保管しておく契約方式を指します。

紙の契約



- 紙の契約書
- 印鑑

- 保管庫

電子契約



- 電子ファイル
- 電子署名
- タイムスタンプ

- クラウドサイン

押印や手書き署名で作成された書面の契約書と同様に裁判の証拠として扱われる

無権代理

民法113条1項

契約締結権限を有していない者が契約締結を行った場合には、無権代理により、契約は無効となる場合があります。

書類に押印（電子署名）があってもその押印が権限のない者による押印だった場合には、その文書の真正な成立が認められず、無権代理を主張され契約が無効になることのリスクが生じます。

必ず、署名権限がある方のメールアドレスにて契約締結の実施をお願いいたします。



当社
担当者



当社
電子署名 管理責任者



事業者様
ご担当者



事業者様
電子署名権限者

クラウドサイン上で同意操作を行う 自社の署名権限者の部署・役職・氏名・メールアドレス情報提供

クラウドサイン送信に必要な事業者様の署名権限者情報の提供にご協力をお願いします。
契約ごとに、以下の「電子契約に係る申請書」をメールにて送付いたします。
署名権限者や経由者情報を記載いただき、各担当へご返信ください。

ver.1 令和 年 月 日

電子契約に係る申請書

東京水道株式会社
代表取締役社長 野田 敬 殿

(契約締結権者)

所在地：
〒番号又は名称：
代表者 役職・氏名：
※契約締結権者の方が契約者の代表者となります。
(本申請書についての連絡先)
部署・役職：
氏 名：
電 話 番 号：
メールアドレス：

下記案件の契約締結について、電子契約の利用を申請します。なお、本申請書記載のメールアドレス等で処理する電子署名は、契約締結権者の意思の下に署名したものに相当ございません。

●電子契約を利用する案件

件名	
----	--

●署名権限者

部署・役職	
氏名	
署名利用メールアドレス	

・署名権限者は、必ずしも契約締結権者（代表者）である必要はありません。社内規程等により署名の処理をする権限を持つ方をご記入ください。
・東京水道（株）の署名権限者一興社の署名権限者の順に、電子契約サービスから契約書類が添付された確認依頼メールが届きます。貴社の署名権限者が契約書類の内容を確認し同意することで、契約の合意締結が完了します。
・上記「署名権限者」欄にご記入いただいた内容が、署名の処理を行った者として記録されます。

●経由者

部署・役職	
氏名	
メールアドレス	

・署名権限者の前に別の方を経由させる必要がある場合は、上記の欄にご記入ください。別の方を経由させる必要がない場合は、空欄でご提出ください（経由者も署名の処理を行った者として記録に残ります。）。

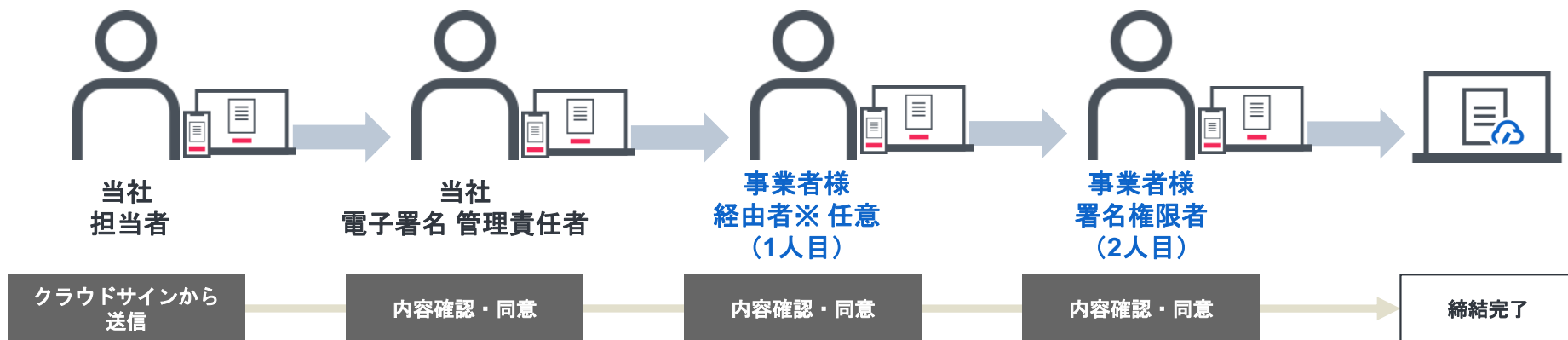
★その他留意事項

- ・署名権限者のメールアドレスは、個人、企業ドメインメールやプロバイダメール、キャリアメールとし、Gmailやヤフーメール等のフリーメールはむねを傳えない場合以外は使用しないでください。
- ・代表者ではなく、代理人を契約締結権者（契約書の署名人）とする場合は、別途「代理人欄」（当社様式）を提出してください。
- ・本書は、必ず電子メールにより提出してください（押印は不要）。

東京水道（株） 使用権	
契約番号	

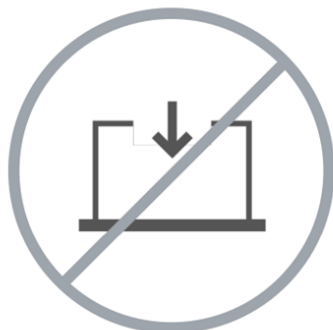
クラウドサイン上でのご契約手続きは、リレー形式で進みます。

ご連絡いただいた署名権限者の方へ契約書をお送りします。
複数の担当者様をご連携いただいた場合は、以下の順に同意操作を進めていただきますようお願いいたします。

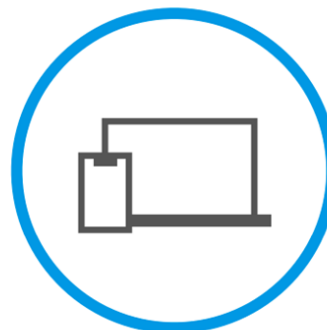


手続きの流れについて

特別な準備は一切必要ありません
メールアドレスで認証し、**今すぐご利用いただけます。**



設定やインストール等は不要



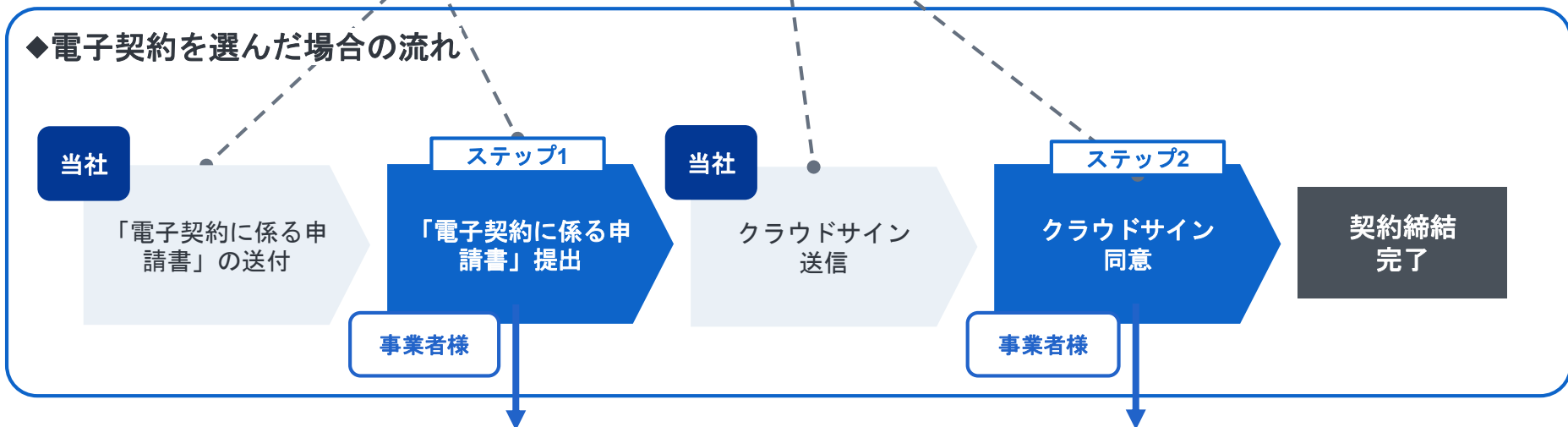
お手持ちのPC
スマートフォンだけでOK

当社との契約においては、
電子契約での契約締結をお選びいただけます。

◆契約の流れ



◆電子契約を選んだ場合の流れ



事業者様にてご対応いただく内容です。

ステップ1

「電子契約に係る申請書」提出

「電子契約に係る申請書」の送付

ステップ2

クラウドサイン同意

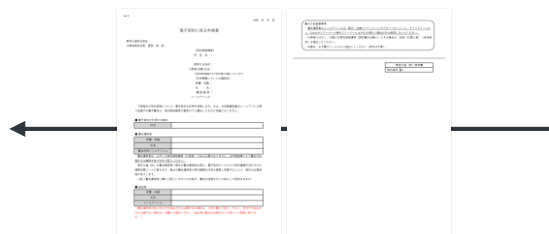
クラウドサイン送信

契約締結完了

電子契約を行う場合
「電子契約に係る申請書」にて、
署名権限者様の氏名・メールアドレス情報等
をご連絡ください。



当社
担当者



事業者様
ご担当者

- 電子契約で締結する場合 → 署名権限者様の情報をご提出ください。
- 紙での締結を希望する場合 → 電子契約に係る手続きは不要となります。
(別途、紙契約による手続きとなります。)

ステップ1

「電子契約に係る申請書」の送付

「電子契約に係る申請書」提出

クラウドサイン送信

ステップ2

クラウドサイン同意

契約締結完了

クラウドサインから契約書類の確認依頼メールが届きます。

契約書の内容を確認し、同意してください。

内容に誤りがある場合は、当社発行担当者までご連絡をお願いいたします。

STEP
01



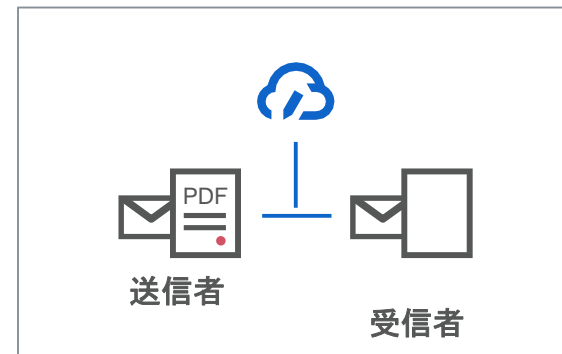
メールで受信

STEP
02



契約書確認し、同意

STEP
03



締結後書類をPDFで保管

操作デモンストレーション

STEP
01



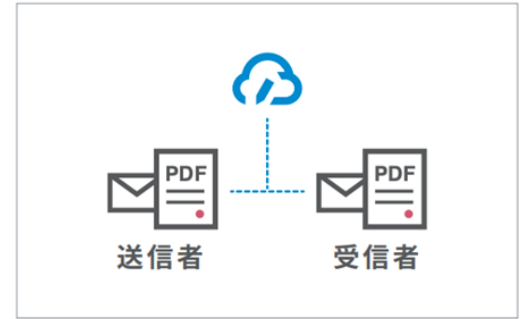
メールで受信

STEP
02



契約書確認・合意

STEP
03



締結後書類を印刷・PDFで保管

クラウドサインフリープランの案内

締結後の契約書をインターネット上に保存できる クラウドサイン フリープラン（無料版）

締結済みの注文書や契約書はクラウドサイン上にも自動保管され書類の検索や社内共有がいつでも・どこでも行うことができます。

▼クラウドサインに無料登録するとできるようになること



契約締結

たったの数分間で契約を締結することができます



契約書保管

セキュアな保管機能で、コンプライアンスの強化にも役立ちます



契約書検索

契約書名や企業名などの簡易検索が可能です



本人確認

メール認証に加え、送信者の任意でアクセスコード認証がご利用いただけます

質疑応答

クラウドサインの操作方法や機能・仕様がわからないとき

ヘルプセンター

<https://help.cloudsign.jp/>



困ったときはまず検索

チャットサポート

対応時間：平日10時～18時



サービス画面右下の「●」マークから受付。
LINEの感覚でお気軽に質問いただけます。

Q.紙でなく電子で本当に問題ないの？

A.契約の方式は自由であり、電子文書による契約も適法です。

原則：契約方式の自由

契約締結の方式は、原則として自由とされています。

書面でなくとも、口頭、eメールのような方式のほか、電子文書によりクラウド上で契約を締結することも可能であり、クラウドサインによる契約締結も当然適法なものです。

なお、この契約方式の原則は、2017年に成立した改正民法にも明記されています。

Q.本人性をどのように確認するのか？

A.クラウドサインは契約相手の本人性の証明を容易にするために、メールアドレス認証（※1）を基本としております。

また当社では、事前に提出いただく「電子契約に係る申請書」と併せて本人性を確認しております。

※1 メールの到着確認による本人認証方法

Q.クラウドサインにおける証拠力担保の方法は？

A.クラウドサインはお客様・取引先様に代わり弁護士ドットコム株式会社名義で電子署名を施す、新しい方式を採用しています。弊社が代わって電子署名を施すため、お客様・取引先様は電子証明書の取得が不要です。

加えて認定タイムスタンプを付与しているため、「誰が」「何を」「いつ」を長期的に証明することが可能です。

Q.電子データの捏造や改竄への対策は？

A.クラウドサインで締結されたすべての書類には、クラウドサインのみが発行可能な電子署名が付与されますので、それにより真正な書類を判別することが出来ます。

Q.なぜクラウドサインは印紙税が不要なのか？

A.印紙税は紙で契約締結した場合にのみ発生するものであり、電子契約で締結した場合には、印紙税発生いたしません。（印紙税法2条）国税庁のウェブサイトでも「電磁的記録」により契約締結した場合には印紙税が発生しない旨が明確化されています。

※国税庁「請負契約に係る注文請書を電磁的記録に変換して電子メールで送信した場合の印紙税の課税関係について」

https://www.nta.go.jp/about/organization/fukuoka/bunshokaito/inshi_sonota/081024/01.htm

Q.無権代理リスクの対応は？

A.契約締結権限者自身がクラウド契約の送受信を行うことを推奨しています。文書に押印があってもその押印が権限のない者による押印だった場合にはその文書の真正な成立が認められないのと同様、契約締結権限者以外の者が、権限者からの委任/承認なく会社を代理してクラウド上で契約締結した場合、無権代理を主張され、契約が無効となるリスクが生じます。

このリスクを最小化するために、押印における原則と同様、契約締結名義者および権限者自身により、送受信の作業を行っていただくことを推奨いたします。

Q.決裁権限者が送受信しない対応は？

A.決裁権限者が送受信を行わない場合、代替案として以下の方法をご検討ください。なおこの場合、社内規定において、電子署名による契約を署名代理により行う旨を規定しておくことを推奨いたします。

①別途社内で決裁権限者の承認を得た上、署名代理し、使用者として送受信を行う

②決裁権限がある者を送受信宛先に含める

決裁権限がある者に締結した書類を転送/共有する機能も提供しています。

ご清聴いただきまして、ありがとうございました！

